

第3次草津市障害者計画（案）

概要版

障害のある人もない人も、
誰もがいきいきと輝けるまち 草津

～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～

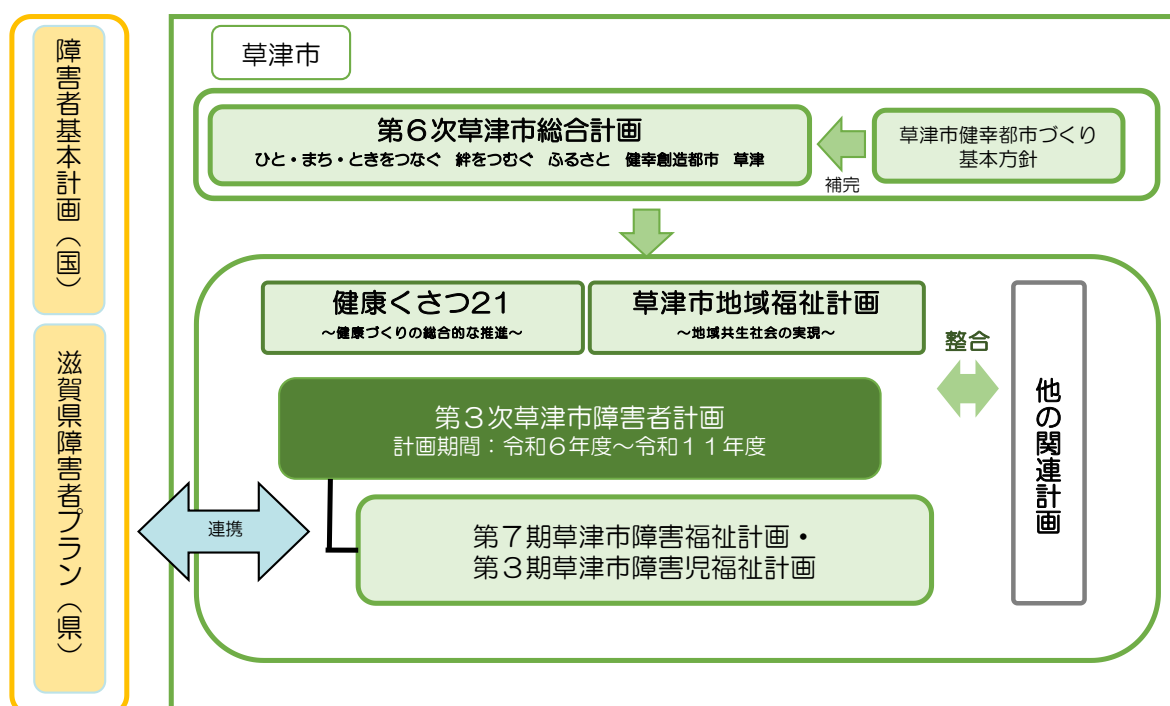
【イラスト検討中】

令和6年〇月

草津市

計画の位置づけ

- 「草津市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障害者施策の基本的な方向性や取組を示す計画です。
- 「草津市障害者計画」は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた計画です。
- 「草津市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、「草津市障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。
- 「草津市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。また、児童福祉法第33条の20第6項の規定に基づき、「草津市障害児福祉計画」は「草津市障害福祉計画」と一体のものとして策定しています。
- 草津市障害者計画は、国や滋賀県の定める計画などの内容を十分に踏まえながら、『草津市総合計画』の具体的な分野別計画として位置づけ、『草津市健康都市づくり基本方針』のもと、『草津市地域福祉計画』、『健康くさつ21』など、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



計画の対象

すべての市民

- 本計画は、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、共生社会の実現を目指す計画であるため、すべての市民が計画の対象となります。
- また、本計画における障害のある人の範囲は、障害者基本法第2条第1号に定められた障害者とします。ただし、具体的事業の対象となる障害のある人の範囲は個別の法令等によりそれぞれ限定されます。
- なお、「障害者」「障害児」の表現については、法律用語や固有名詞として使用されている場合を除き、「障害のある人」という表記で統一しています。年齢区分を明確にする必要がある場合には、「障害のある子ども」と表記しています。

計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

年度											
H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
草津市障害者計画											
第2次草津市障害者計画 【平成30年度 ～ 令和5年度】						第3次草津市障害者計画 【令和6年度 ～ 令和11年度】					
草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画											
第5期草津市障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画 【平成30年度～令和2年度】			第6期草津市障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画 【令和3年度～令和5年度】			第7期草津市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 【令和6年度 ～ 令和11年度】					

※ 障害福祉計画および障害児福祉計画は、障害者計画と同様の計画期間としますが、報酬改定・制度改正等の影響の有無を確認し、必要に応じて見直しを行います。

基本理念

障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津
～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～

【基本理念の考え方】

「誰もがいきいきと輝けるまち」とは、自ら選択した地域において安心して暮らし、自らの意思で自分らしい生き方を実現し、生きがいを持ってよりよい生活を送ることができるまちのことです。

「共に生きる、インクルーシブな社会」とは、障害の有無にかかわらず、それぞれの個性と人格を尊重し、地域の中で共に自立し支え合う社会のことです。

基本目標

目標 1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

障害と障害のある人に対する理解が広く行き渡り、すべての人の基本的人権が守られて、その人の尊厳が保たれ、その人の尊厳が保たれ、人権を侵害されることがない社会を目指します。

目標 2：いのちと健康を守ることができる

疾病等の予防や早期発見・早期対応ができる体制を維持するとともに、ライフステージごとの健康課題を踏まえた、いのちと健康を守る保健・医療の体制が整った社会を目指します。

目標 3：安心して日常生活がおくれる

障害のある人が地域社会の中で安心して生活できるよう、制度の維持と適正運用に努め、相談・日常生活支援や家族等への支援に係るサービスが充実した社会を目指します。

目標 4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける

保育・教育を通じた切れ目のない支援が充実し、自らの主体性を持って仲間との関わりの中でその子らしく、いきいきと発達・成長でき、すべての人のスポーツ・レクリエーション・文化活動等、社会参加と自己実現の機会を保障する社会を目指します。

目標 5：暮らしやすい社会づくりが進んでいる

地域で困難を抱えるすべての人が安心して暮らし続けられる包括的な支援体制を構築し、地域の主体的な支え合いを育むことや地域の資源を活かすこと、また、災害発生時の支援、情報提供と意思疎通支援、バリアフリーの促進を通じて、暮らしに安心感、生きがい、豊かさを生み出す社会を目指します。

施策の体系

5つの目標に即した施策の体系は、以下のとおりです。

目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

＜成果目標＞ 障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進

施策1：障害と障害のある人への理解の促進

施策2：権利擁護と虐待の防止

目標2：いのちと健康を守ることができる

＜成果目標＞ 精神障害者の自立に向けた取組の推進

施策3：疾病等の予防と早期発見・早期対応

施策4：精神保健福祉対策の強化

施策5：保健・医療の充実

目標3：安心して日常生活がおくれる

＜成果目標＞ 地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実

施策6：相談体制の強化

施策7：日常生活支援の充実

施策8：住まいの確保

施策9：家族等への支援の充実

施策10：経済的負担の軽減

施策11：制度の維持と適正運用

目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける

＜成果目標＞ 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

施策12：発達支援の充実

施策13：就学前教育・保育の充実

施策14：学校教育の充実

施策15：放課後児童対策の充実

施策16：文化・スポーツ活動等の促進

施策17：就労支援と雇用環境整備の促進

目標5：暮らしやすい社会づくりが進んでいる

＜成果目標＞ 防災等における支援体制の構築

施策18：情報受発信の充実

施策19：地域福祉活動の促進

施策20：バリアフリー化の推進と移動の確保

基本目標における成果目標

基本目標における成果目標について、それぞれ成果指標を設定し、計画を推進します。

目標 1 すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

<成果目標>

障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進

障害のある人が尊厳を持って安心して生活できるよう、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組み等を行い障害のある人もない人もお互いに尊重し、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

成果指標	「共に生きる社会の推進」についての満足度（市民意識調査）（％）					
	期首値 (R. 5)	15	期中目標値 (R. 8)	21	期末目標値 (R. 11)	27

目標 2 いのちと健康を守ることができる

<成果目標>

精神障害者の自立に向けた取組の推進

障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護、社会参加（就労など）、普及啓発（教育など）等が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組み、保健・医療・福祉等の連携による支援体制を充実し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。

成果指標	精神障害者サロンの利用者数（人）					
	期首値 (R. 5)	593	期中目標値 (R. 8)	700	期末目標値 (R. 11)	800

目標 3

安心して日常生活がおくれる

<成果目標>

地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、相談および緊急時の受け入れ体制の強化等に取り組み、多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら、共に課題を整理し、適切な支援を行います。

成果指標	「福祉の総合的な相談・支援の充実」の満足度（市民意識調査）（％）					
	期首値 (R. 5)	18	期中目標値 (R. 8)	24	期末目標値 (R. 11)	30

目標 4

ともに育ち、学び、遊び、輝ける

<成果目標>

医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

医療的ケアの必要な子どもと家族に対して、医療、保健、保育、教育、福祉等の関係機関と連携しながら早期からの相談支援に取り組み、子どもの発達支援や保護者の子育て支援の充実を図ります。

成果指標	医療的ケア児の医療的ケア児等コーディネーターへの相談人数（人）					
	期首値 (R. 5)	33	期中目標値 (R. 8)	38	期末目標値 (R. 11)	44

目標5

暮らしやすい社会づくりが進んでいる

<成果目標>

防災等における支援体制の構築

地域の人たちと障害のある人、福祉関係者、行政などが連携を深め、万が一に備えた取り組みを進め、避難行動要支援者の命と暮らしを守る取り組みを進めます。また、障害特性に応じた情報伝達手段の充実に取り組みます。

成果指標	避難行動要支援者名簿の登録者数（障害のある人分）（人）					
	期首値 (R. 5)	684	期中目標値 (R. 8)	733	期末目標値 (R. 11)	782

各行動主体の役割（行動の指針）

草津市の役割

- 生活支援のためのサービス充実と適切なケアマネジメントによるサービス提供を図ります。
- 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。
- ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、様々な機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。

市民・地域の役割

- 自らの意思に基づいて、自己実現と社会参加のため積極的に行動します。
- 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。
- ふれあい・交流の機会に積極的に参加します。

事業者等の役割

- 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。
- ニーズに即したサービスの量と質の確保、向上を図ります。
- 家族へのサポート・相談を充実させます。
- 地域とのふれあい、交流の機会をつくれます。

関係団体・機関等との連携

関係団体等との連携

- 障害者団体、サービス提供事業者、民生委員・児童委員などの地域の関係団体等と相互に連携を図り、障害のある人に関する情報収集や情報提供に努めます。
- 本計画の総合的な推進のために、福祉、医療、教育、雇用等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があります。草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等で障害のある人のニーズを総合的に捉え、問題解決のための方策を協議するとともに、それぞれが連携しながら計画を推進します。

国・県・湖南福祉圏域の各市との連携

- 今後も障害者施策に関する制度改正等を踏まえ、国・県と連携しながら施策の展開を図っていきます。
- 保健・医療・雇用など、広域的な対応が求められるものについては、湖南福祉圏域の各市との連携を保ちながら、障害福祉等のサービス基盤の充実と安定確保に努めます。



草津市は 誰もが生きがいをもち、健やかで
幸せに暮らすことのできるまちを目指しています

第3次草津市障害者計画【概要版】

編集・発行 草津市健康福祉部障害福祉課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL (077) 561-6972 FAX (077) 561-2480
(077) 561-2363

Eメール shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp

【イラスト検討中】